



平成27年10月13日

環境政策課

(内2347)

## 平成26年度の大気環境の測定結果について

大気汚染防止法等に基づき、関係機関（県、松山市、四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、大洲市）が実施した平成26年度の大気環境の測定結果について、次のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

### 1 大気測定局における常時監視結果

常時監視測定局における、環境基準の達成状況は、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・一酸化炭素については、それぞれ100%達成した。光化学オキシダントについては0%、微小粒子状物質(PM2.5)については12%の達成率であった。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、全国的にも達成率は低い状況となっている。なお、注意報や注意喚起の発令はなかった。

項目	環境基準達成率		備考
	H26	H25	
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素	100%	100%	・全測定局（4～26カ所）で環境基準を達成
光化学オキシダント	0%	0%	・11カ所全局で非達成 ・全国の状況(H25達成率0.3%)と同様に低い状況
微小粒子状物質（PM2.5）	12%	0%	・17カ所中2局(久万高原、宇和島)で達成 ・全国の状況(H25達成率15.3%)と同様に低い状況

### 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果

市町名	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況
		( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	
四国中央市	川之江	17.7	41.1	×
	伊予三島	18.9	42.9	×
新居浜市	金子	18.7	42.4	×
	中村	18.7	39.7	×
西条市	西条	19.1	43.6	×
	東予	19.8	45.4	×
今治市	今治旭	17.4	36.7	×
松山市	富久町	17.4	37.9	×
	和気	19.1	41.1	×
	味生	18.1	41.6	×
	朝生田	17.6	40.2	×
	垣生小学校	16.4	38.1	×
松前町	松前	15.2	37.7	×
久万高原町	久万高原	9.8	27.3	○
大洲市	大屋	17.1	38.5	×
八幡浜市	八幡浜	14.9	35.9	×
宇和島市	宇和島	12.5	29.7	○

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

※環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

## 2 有害大気汚染物質調査結果

環境基準項目（ベンゼン等）については、全ての地点で環境基準を達成した。

また、指針値設定項目（アクリロニトリル等）については、ヒ素が3地点中1地点において指針値を超過したが、過去の測定値の範囲内であった。その他の項目は、全て指針値を達成した。

その他優先取組物質については、全2地点で過去の測定値の範囲内であった。

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	物質名	調査結果	基準値等 (年平均値)
環境基準 設定項目	ベンゼン	0.77～1.6	3
	トリクロロエチレン	0.010～0.014	200
	テトラクロロエチレン	0.0095	200
	ジクロロメタン	0.27～0.35	150
指針値 設定項目	アクリロニトリル	0.0080～0.11	2
	塩化ビニルモノマー	0.0090～0.22	10
	ニッケル化合物	0.0022～0.0062	0.025
	水銀及びその化合物	0.0025～0.0030	0.04
	クロロホルム	0.063～0.064	18
	1,2-ジクロロエタン	0.060～0.084	1.6
	1,3-ブタジエン	0.013～0.031	2.5
	ヒ素及びその化合物	0.0028～0.012	0.006
	マンガン及びその化合物	0.016～0.019	0.14
その他 優先取組 物質	ホルムアルデヒド	3.4～3.5	—
	アセトアルデヒド	3.4～4.2	—
	ベリリウム及びその化合物	0.000017～0.000024	—
	クロム及びその化合物	0.0026～0.0030	—
	ベンゾ[a]ピレン	0.00017～0.00023	—
	トルエン	2.6～4.8	—
	塩化メチル	1.1	—

## 3 大気中のダイオキシン類調査結果

県内6カ所の定点において、全地点で環境基準を達成した。

(単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ )

採取場所	調査結果			環境基準
	夏期	冬期	平均	
四国中央市	0.0065	0.015	0.011	0.6以下
新居浜市	0.0099	0.012	0.011	
西条市	0.017	0.020	0.019	
今治市	0.0086	0.013	0.011	
八幡浜市	0.0035	0.0094	0.0065	
宇和島市	0.0099	0.019	0.014	

## 4 沿道一酸化炭素濃度調査結果

県内主要道路近傍4カ所において、全地点で環境基準を達成した。

(単位：ppm)

市町名	道路名	調査結果		環境基準
		1時間値の 最低値～最高値	日平均値	
四国中央市	国道11号	0.2～0.4	0.2	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、かつ、1 時間値の8時間平均値が 20ppm以下であること。
新居浜市	〃	0.3～0.8	0.5	
西条市	〃	0.4～0.6	0.4	
砥部町	国道33号	0.3～0.5	0.4	

## 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町	番号	測定局名	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	オキシダント	一酸化炭素	PM2.5
四国中央市	1	吉祥院	○	○				
	2	川之江	△	△	○	○		○
	3	寒川	△	△				
	4	伊予三島	○	○	○	○		○
	5	土居	○	○				
新居浜市	6	金子	○	○	○	○		○
	7	新居浜工高	○	○				
	8	中村	○	○	○	○	○	○
	9	高津	△	△	△	△		
	10	泉川			△	△		
	11	多喜浜	△	△				
西条市	12	飯岡	○	○				
	13	西条	○	○	○	○		○
	14	禎瑞	△	△				
	15	広江	△	△				
	16	東予	○	○	○	○		○
	17	石根	○	○				
	18	丹原	○	○				
	19	来見	△	△				
今治市	20	今治	△					
	21	今治旭						○
松山市	22	富久町	△	△	△	△		△
	23	和気	△	△	△			△
	24	味生	△	△	△			△
	25	本町消防					△	
	26	朝生田	△	△	△	△	△	△
	27	垣生小学校	△	△	△	△	△	△
松前町	28	松前						○
久万高原町	29	久万高原						○
大洲市	30	大屋	○	○				○
	31	港務所	△	△				
八幡浜市	32	八幡浜						○
宇和島市	33	宇和島						○
合計			26	25	13	11	4	17

※○：県設置、△：市設置

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

## 【参考】大気汚染物質に係る環境基準について

物質	環境上の条件	環境基準の評価方法
<b>二酸化いおう</b> 昭和44年2月 (昭和48年5月改正)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した時は、上記に関係なく環境基準非達成。
<b>一酸化炭素</b> 昭和45年2月	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した時は、上記に関係なく環境基準非達成。
<b>浮遊粒子状物質</b> 昭和47年1月	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成。ただし、日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続した時は、上記に関係なく環境基準非達成。
<b>二酸化窒素</b> 昭和48年5月 (昭和63年7月改正)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の日平均値の98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成。
<b>光化学オキシダント</b> 昭和48年5月	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5～10時)の時間帯において、1時間値(6～20時の各1時間値)が0.06ppm以下であれば環境基準達成。
<b>微小粒子状物質</b> 平成21年9月	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間平均値が長期基準の15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、年間の日平均値の98%値が短期基準の35μg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成。